

地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金における令和4年度当初協議について

(別紙)

施設規模	補助者	補助対象施設	スプリンクラー設備等整備		水害対策強化事業		耐震化整備		大規模修繕等		非常用自家発電設備整備		給水設備整備		ブロック塀等改修整備		介護施設等の換気設備の設置事業					
			既存の小規模高齢者施設等のスプリンクラー設備等整備事業		認知症高齢者グループホーム等防災改修等支援事業（水害対策強化事業分）		高齢者施設等の水害対策強化事業		認知症高齢者グループホーム等防災改修等支援事業（耐震化分）		認知症高齢者グループホーム等防災改修等支援事業（大規模修繕等分）		認知症高齢者グループホーム等防災改修等支援事業（非常用自家発電設備整備事業分）		高齢者施設等の非常用自家発電設備整備事業		高齢者施設等の給水設備整備事業		高齢者施設等の安全対策強化事業		高齢者施設等における換気設備の設置に係る経費支援事業	
			補助率：定額	補助率：定額	補助率：定額	補助率：定額	補助率：定額	補助率：定額	補助率：定額	補助率：定額	補助率：定額	補助率：定額	補助率：定額	補助率：定額	補助率：定額	補助率：定額	補助率：定額	補助率：定額	補助率：定額	補助率：定額		
定員30人以上の施設等	都道府県（指定都市・中核市を含む）	① 特別養護老人ホーム及び併設される老人短期入所施設（※2）	—	—	○（特養に限る） ※本事業により、併設される老人短期入所施設にも効用の増加がある場合は、適切に投分を行うこと。	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—			
		② 軽費老人ホーム（ケアハウス・A型・B型）	○	—	○	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
		③ 介護老人保健施設	—	—	○	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
		④ 介護医療院	—	—	○	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
		⑤ 養護老人ホーム	—	—	○	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
		⑥ 有料老人ホーム	○	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
		⑦ 通所介護事業所（※3）	△（※4）	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
		⑧ ①以外の老人短期入所施設	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
		⑨ 老人福祉センター（特A型・A型・B型）（※2）	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
		⑩ 老人福祉施設付設作業所（※2）	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
		⑪ 老人介護支援センター（在宅介護センター）（※2）	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
		⑫ 在宅複合型施設（※2）	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
地域密着型29人以下の施設等	市区町村（指定都市・中核市を含む）	⑬ 地域密着型特別養護老人ホーム及び併設される老人短期入所施設（※2）	—	○（1,540万円）（特養に限る） ※本事業により、併設される老人短期入所施設にも効用の増加がある場合は、適切に投分を行うこと。	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—			
		⑭ 小規模ケアハウス	○	○（1,540万円）	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—			
		⑮ 都市型軽費老人ホーム	○	○（773万円）	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—			
		⑯ 小規模介護老人保健施設	—	○（1,540万円）	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—			
		⑰ 小規模介護医療院	—	○（1,540万円）	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—			
		⑱ 小規模養護老人ホーム	—	○（773万円）	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—			
		⑲ 小規模有料老人ホーム	○	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—			
		⑳ 地域密着型通所介護事業所（※3）	△（※5）	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—			
		㉑ 認知症対応型通所介護事業所	△（※5）	○（773万円）	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—			
		㉒ ⑳以外の小規模老人短期入所施設	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—			
		㉓ 認知症高齢者グループホーム	—	○（773万円）	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—			
		㉔ 小規模多機能型居宅介護事業所	○	○（773万円）	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—			
		㉕ 看護小規模多機能型居宅介護事業所	○	○（773万円）	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—			
		㉖ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所	—	○（773万円）	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—			
		㉗ 夜間対応型訪問介護ステーション	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—			
		㉘ 介護予防拠点	—	○（773万円）	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—			
		㉙ 地域包括支援センター	—	○（773万円）	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—			
		㉚ 生活支援ハウス（高齢者生活福祉センター）	○	○（773万円）	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—			
㉛ 緊急ショートステイ	—	○（773万円）	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—					
㉜ 施設内保育施設	—	○（773万円）	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—					

※1 1,000㎡未満の施設が対象。また、別途、ポンプユニットは上限244万円/施設（スプリンクラー整備に伴うものに限る）、自動火災通報装置は108万円/施設（300㎡未満）、火災報知設備は32.5万円が上限額/施設（500㎡未満）がある。

※2 定員規模に関わらない。

※3 通所介護事業所は定員19人以上、地域密着型通所介護事業所は定員18人以下。

※4 宿泊を伴うものうち、都道府県知事が特に必要認めた場合に限る。

※5 生活支援ハウスのほか、宿泊を伴う高齢者施設等のうち、市町村長が特に必要と認めた施設を含む。

	スプリンクラー設備等整備	認知高齢者グループホーム等防災改修等 支援事業（水害対策強化事業等）	高齢者施設等の水害対策強化事業	耐震化整備	大規模修繕等	非常用自家発電設備整備	給水設備整備	ブロック塀等改修整備	介護施設等の換気設備の設置事業	
	既存の小規模高齢者施設等のスプリンクラー設備等整備事業	認知高齢者グループホーム等防災改修等 支援事業（水害対策強化事業等）	高齢者施設等の水害対策強化事業	認知高齢者グループホーム等防災改修等 支援事業（耐震化分）	認知高齢者グループホーム等防災改修等 支援事業（大規模修繕等分）	認知高齢者グループホーム等防災改修等 支援事業（非常用自家発電設備整備事業分）	高齢者施設等の非常用自家発電設備整備事業	高齢者施設等の給水設備整備事業	高齢者施設等の安全対策強化事業	高齢者施設等における換気設備の設置に係る経費支援事業
	補助率：定額	補助率：定額	補助率：国1/2、自治体1/4、事業者1/4	補助率：定額		補助率：国1/2、自治体1/4、事業者1/4	補助率：国1/2、自治体1/4、事業者1/4	補助率：国1/2、自治体1/4、事業者1/4	補助率：定額	
	補助上限：9,710円/m <sup>2</sup> （※1） 補助下限：なし	補助上限：773万円 or 1,540万円/施設 補助下限：80万円/施設	補助上限：なし 補助下限：総事業費80万円/施設	補助上限：773万円 or 1,540万円/施設 補助下限：80万円/施設（ただし、非常用自家発電設備整備はなし）		補助上限：なし 補助下限：総事業費500万円 （ただし、燃料タンクを除く）	補助上限：なし 補助下限：総事業費500万円 （ただし、定員29人以下の地域密着型・小規模施設等はなし）	補助上限：なし 補助下限：なし	補助上限：4,000円/㎡ 補助下限：なし （ただし、面積は「居室」部分のみを対象とする）	
補助対象事業	スプリンクラー設備等の整備 （定員のうち要介護3～5の入居者が半数以上を占める場合等、「避難が困難な要 介護者等を主として入居させるもの」に該当することや申請書に添付される施設を要す）	認知高齢者グループホーム等防災改修等 支援事業（水害対策強化事業等）	高齢者施設等の水害対策強化事業	耐震化整備 （耐震診断の結果等が判断のおそれがある都市町村が認められたもの）	利用者の安全確保等の観点から劣化に伴う大規模な修繕等 （補助対象内容は「別記2 認知高齢者グループホーム等防災改修等 支援事業の取組について」のとおり）	利用者の安全確保等の観点から劣化に伴う大規模な修繕等 （緊急災害用の自家発電設備の整備に限る）	非常用自家発電設備整備（燃料タンクを含む） （緊急災害用の自家発電設備の整備）	給水設備整備 （配水管・地下水利用のための設備）	ブロック塀等の改修整備 （安全確保の確保、劣化、倒壊や崩落、侵入等に関するブロック 塀等の修繕、ブロック塀の全面修繕を実施する「標準」、社会福 祉施設等のブロック塀等の安全点検について）を要する）	構造が劣化の激しい構造の老朽化に伴う大規模修繕に 関らず、先行して非常用自家発電設備整備を行えるようにするた め、1施設につき2回にわたる補助を可能とする。次回以降の 補助の要、通知に照準を置いているときは、当該補助を付した 算を 補助上限とする。（例：地域密着型特別養護老人ホームで、過去に 500万円の補助を受けて非常用自家発電設備整備をしている場合は、 補助額1,540万円～500万円＝1,040万円）
地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金実施要綱（案）	第2の2のア、第3の2のイ	第2の2のイ	第3の2のウ	第2の2のイ		第3の2のイ	第2の2のウ、第3の2のウ	第2の2の工、第3の2の工	第2の2のオ、第3の2のオ	
地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金交付要綱（案）	5（1）	5（1）	5（2）	5（1）		5（2）	5（2）	5（2）	5（1）	
対象経費	<p>前記・後記等事業費計画に基づく事業の施設整備（施設整備と一体的に整備されるものであって、地方学生（支）用具が必要と認められた整備を含む。）に必要な工事費又は工事費負担（工事施工のため直接必要な業務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通費、運賃、印刷製本費及び設計監修料等（非常用自家発電設備整備事業については事業費及び施設等の自家発電設備の設置に必要な品類人員（施設設置に伴う工事費負担、運賃費を含む。）を含む。）をい）、その他は、工事費又は工事費負担の2.6%に相当する額を上限とする。）</p> <p>ただし、別内訳（補助）金額において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事費負担には、これと同等と認められる委託費、分給金及び借入金等を含む。</p>									
留意事項	共通	<p>ア 同一施設について、補助対象事業が複数にわたる場合は、それぞれの事業を区別し、別項より等に分けること。その他、各事業の補助部分が重複しないよう留意すること。</p> <p>イ 本事業は施設・事業所ごとに補助を行うため、複合型施設（一つの建物の中に複数の補助対象事業所が設置されている施設）においては、それぞれの補助対象施設・事業所ごとに対象経費の実支出額を求めること。なお、対象経費の実支出額が複合型施設全体にしか出ない場合等については、複合型施設全体に対する対象経費の実支出額をそれぞれ施設・事業所の専有面積で按分することにより、施設・事業所ごとの対象経費の実支出額を算出すること。</p> <p>ウ 過去に（当該補助金以外の）補助金等の交付を受けておらず、又は助成の増加した制度について、財源区分（取り出し、埋当額）を行う場合、「厚生労働省所管一般計補助金に係る財源区分について」（平成20年17日老発0417001号厚生労働省老健局長通知）に基づき、手続きに留意のうえようご留意願いたい。</p> <p>エ 本事業については、原則、一事業所につき一回を限度として申請することができるものとする。</p> <p>オ 協議の採択は当該一定期間に達するまで、あくしなやかな国民生活の実現を図るための政策的に資する国土強靱化基本法（平成25年12月11日法律第95号）第13条に定める国土強靱化地域計画に記載のある事業は、「防災・減災等緊急対策計画（別添1）」及び「整備計画一覧表（別添2）」の「国土強靱化地域計画への記載」欄に「有」の記載をすること（ドロックラランスの選択）。</p>								
	各事業分	<p>ア 既存の小規模高齢者施設のスプリンクラー設備等整備事業を実施するに あたり、※申請による支援であることから、その補助対象施設については 厳格に算定する必要があるため、「別記4 スプリンクラー設備等の整備 に係る補助対象施設の補助作業について」をよく確認すること。</p> <p>イ また、協議に際して、各施設の平面図、床面積等の建物の各部分の面積が確 定できる書類、その他必要な書類等の添付することにより、「提出が必要 な資料」と合わせて別添3「スプリンクラー設備等の整備に係る補助対 象施設確認シート」に記入の上、2部提出すること。</p> <p>ア 水害対策強化事業については、補助対象を水害等の発生が想定される地域にある施設・事業所に限る。該当地域につ いては、別記3を参照することとする。</p> <p>イ 過去に認知高齢者グループホーム等防災改修等支援事業において、耐震化整備、大規模修繕等、非常用自家発電 設備整備事業を実施した施設・事業所でも申請できるものとする。 ウ 建設期間や安全な避難先の確保の有効な事業であること</p>								
補助対象外	<p>ア 対象施設の目的以外の用途に使用するためのもの</p> <p>イ 消防活動やその他の緊急事態における対応を改善することを目的としたもの</p> <p>ウ 本交付金の他の事業による補助対象となる事業</p> <p>エ その他、整備事業として適当と認められないもの</p> <p>オ 協議時点で取り手が完了していない有料老人ホーム</p> <p>カ 別添2-1 整備計画一覧表のうち、年報、月報の両方ともに利用人数実績（部 別別掲）/総計）が50人以下の施設を持つ道府県事業所（地域密着型等 社）、認知対応型通所介護事業所</p>	<p>ア 設計の不備又は工事施工の遅延に起因したもの</p> <p>イ 対象施設の目的以外の用途に使用するためのもの</p> <p>ウ 本交付金の他の事業による補助対象となる事業</p> <p>エ その他、整備事業として適当と認められないもの</p> <p>オ 光熱水費等、設備の設置後、修繕に要するものを含む事業</p>	<p>ア 建築物の維持管理の費用を基に起因したもの</p> <p>イ 設計の不備又は工事施工の遅延に起因したもの</p> <p>ウ 対象施設の目的以外の用途に使用するためのもの</p> <p>エ 建築基準法等の法令に違反する状態を改善することを目的とし たもの</p> <p>オ 本交付金の他の事業による補助対象となる事業</p> <p>カ その他、整備事業として適当と認められないもの</p>	<p>ア 建築物の維持管理の費用を基に起因したもの</p> <p>イ 設計の不備又は工事施工の遅延に起因したもの</p> <p>ウ 対象施設の目的以外の用途に使用するためのもの</p> <p>エ 建築基準法等の法令に違反する状態を改善することを目的とし たもの</p> <p>オ 本交付金の他の事業による補助対象となる事業</p> <p>カ その他、整備事業として適当と認められないもの</p>	<p>ア 設計の不備又は工事施工の遅延に起因したもの</p> <p>イ 対象施設の目的以外の用途に使用するためのもの</p> <p>ウ 本交付金の他の事業による補助対象となる事業</p> <p>エ その他、整備事業として適当と認められないもの</p> <p>オ 燃料費等、設備の設置後、修繕に要するものを含む事業</p>	<p>ア 設計の不備又は工事施工の遅延に起因したもの</p> <p>イ 対象施設の目的以外の用途に使用するためのもの</p> <p>ウ 本交付金の他の事業による補助対象となる事業</p> <p>エ その他、整備事業として適当と認められないもの</p> <p>オ 燃料費等、設備の設置後、修繕に要するものを含む事業</p>	<p>ア 設計の不備又は工事施工の遅延に起因したもの</p> <p>イ 対象施設の目的以外の用途に使用するためのもの</p> <p>ウ 本交付金の他の事業による補助対象となる事業</p> <p>エ その他、整備事業として適当と認められないもの</p> <p>オ 光熱水費等、設備の設置後、修繕に要するものを含む事業</p>	<p>ア 設計の不備又は工事施工の遅延に起因したもの</p> <p>イ 対象施設の目的以外の用途に使用するためのもの</p> <p>ウ 本交付金の他の事業による補助対象となる事業</p> <p>エ その他、整備事業として適当と認められないもの</p> <p>オ 燃料費等、設備の設置後、修繕に要するものを含む事業</p>	<p>ア 安全性に問題のあるブロック塀等の撤去、再設置、改修にかかる 工事費等が対象となるが安全性に問題のないブロック塀等（当該 安全性に問題のあるブロック塀等に接続されているものに限 る。）も合わせて一時的に撤去しなければならない場合には、安 全性に問題のないブロック塀等に係る費用も補助対象となります。</p>	<p>ア 建築物の維持管理の費用を基に起因したもの</p> <p>イ 設計の不備又は工事施工の遅延に起因したもの</p> <p>ウ 対象施設の目的以外の用途に使用するためのもの</p> <p>エ 建築基準法等の法令に違反する状態を改善することを目的としたもの</p> <p>オ 本交付金の他の事業による補助対象となる事業</p> <p>カ その他、整備事業として適当と認められないもの</p> <p>エ プロック塀等の撤去のみを行う事業</p>
基準出席	<p>次のいずれか低い方の額を基準出席とする。</p> <p>ア 公的機関（都道府県又は市町村の建築課等）の規模</p> <p>イ 工事員数等の従事事業所の規模</p>									
提出が必要な添付資料	<p>下記の書類を添付すること。</p> <p>ア 平面図、位置図、写真等（現状及び設備区分が分かるもの）</p> <p>イ 見積書（公的機関（都道府県又は市町村の建築課等の見積もり）、工事員数等の従事事業所）※公的機関の見積りが提出しない場合には、工事員数等の見積りを提出すること。</p>									
補助（協議）の流れ	<p><b>協議の流れ</b></p> <p>厚生労働省 → 地方厚生(支)局 → 都道府県 → 指定都市(中核市) → (補助者)市区町村 → 定員29人以下の小規模施設等 / 定員30人以上の大規模施設等</p> <p>（注：各ステップ間の矢印は、申請書の送付方向を示す。）</p> <p>①協議通知(厚生労働省) ②協議通知(都道府県、指定都市、中核市宛) ③協議通知(市区町村宛)・・・都道府県のみ ④協議書(事業者宛)</p> <p>⑤協議申請(交付自治体宛) ⑥協議申請(とりまとの都道府県宛)・・・市区町村のみ ⑦協議申請(所管地方厚生(支)局宛) ⑧協議書(事務)送付(厚生労働省宛)</p> <p>・⑥以降、内示については厚生労働省より各都道府県、指定都市、中核市へ対して行う。 （内示書類の配布については、都道府県より管内市区町村への配布を依頼予定）</p> <p>・交付申請以降の手続きについては、事務委任されているため、各地方厚生(支)局と自治体間で行う。</p>									